

21. 12. 24

枢密院會議筆記

一 皇室典範增補中改正ノ件  
 一 皇室典範令中改正ノ件  
 一 皇族ノ降下ニ關スル施行規則案  
 止ノ件

皇  
密  
院



顧問官

林(頼)顧問官 十五番

小幡顧問官 十六番

竹越顧問官 十七番

河原顧問官 十九番

遠藤顧問官 廿一番

関屋顧問官 廿二番

幣原顧問官 廿三番

松平顧問官 廿五番

西野顧問官 廿七番

閣席員

親王

雍仁親王 一番

宣仁親王 二番

崇仁親王 三番

大臣

吉田内閣總理大臣 四番

大村内務大臣 六番

田中文部大臣 七番

和田農林大臣 八番

星島商工大臣 十番

河合厚生大臣 十一番

平塚運輸大臣 十二番

石橋大藏大臣 十三番

顧問官

伊澤顧問官 十八番

美濃部顧問官 二十番

大平顧問官 廿四番

河本顧問官 廿六番

藤沼顧問官 三十番

柳田顧問官 卅一番

宮内大臣

松平宮内大臣

委員

加藤宮内次官

松平宗秩 寮總裁

城宮内省 出仕

高尾宮内省 出仕

報告員

潮審査委員 長

書記官 長

諸橋書記官 長

事務官

高辻事務官

鈴木事務官



れ、本月十三日委員会を開き、宮内大臣及び関係諸官の辨明を聞いて、その審査を遂げたのである。  
今、本案各件の要旨を述べれば、次の通りである。

第一 皇室典範増補中改正ノ件

皇室典範増補の現行規定によれば、王は勅旨又は情願により、家名を賜ひ、華族に列せしむることあるべき旨を定め、臣籍降下の王の妃並びに直系尊属及びその妃は、内親

王又は女王も、王とともに降下することとなるのであるが、王の直系尊属又は姉妹たる内親王又は女王については、婚姻に因る外、臣籍降下の途が拓かれていない。然るに終戦後の國情の變化により、あらたに内親王及び女王についても、單獨に、臣籍降下の途が拓かれるのを適當とする情況を生ずるに至つたので、ここに本件を以て、(一)臣籍降下の皇族の範圍に、王の外、内親王及び女王を加へ、(二)臣籍降下の内親王及び女王は、

その親族たる臣籍降下の王の家に入るこ  
とが望ましい事情の存する場合も予想せ  
られ、また、華族の制度は、日本國憲法の施行  
とともに早晚廢止せられるのであるから、  
臣籍降下の皇族に家名を賜ひ、華族に列せ  
しむるの規定を除こうとするのである。

第二 皇族身位令中改正ノ件

本件は、前記の皇室典範増補の改正に伴う  
ものであつて、(一)皇族身位令の現行規定に  
よれば、臣籍降下の皇族は、一家を創立する

こととなつてゐるが、内親王及び女王の臣  
籍降下に當つては、一家を創立しないこと  
が望ましい事情の存する場合の外、臣籍に  
降下されたその直系卑属又はその兄弟の  
家に入る途を拓き(第條)、(二)同令の現行規定  
によれば、臣籍より入られた妃が、その夫を  
之つたときは、情願により勅許を経て、実家  
に復籍することができることとなつてい  
るが、この場合においても、実家復籍の方法  
の外に、一家創立又は直系卑属若しくは兄



弟の家への入籍の途を設け(第百三十三條)、(三)その他  
司令の現行規定(第百三十五條、第百三十七條)に所要の整理を  
施そうとするものである。

第三 皇統譜令中改正ノ件

本件は皇統譜令中臣籍降下の皇族につい  
ての皇統譜登録に関する規定(第百三十一條)につき、  
皇室典範増補第一條の改正に伴う当然の  
整理を施そうとするものである。

第四 皇族ノ降下ニ関スル施行準則廃止ノ  
件

皇族ノ降下ニ関スル施行準則は、皇室典範  
増補第一條の規定を實際に施行するに当  
り、常例として依據すべき準則であつて、大  
正九年本院の御諮詢を経て裁定せられた  
ものであるが、最近の国情と今後における  
皇族の地位に鑑み、変通の途が拓かれるこ  
との必要に考え、この際本件を以てこれを  
廃止しようとするものである。  
按ずるに、本案の四件中第一の件は、終戦後の  
国情の変化に伴い、皇子孫が累世皇族たるの

主義に対し、廣く変通の途を拓き、臣籍降下の皇族の範圍を擴張すること、を主眼とするものであつて、事情止むを得ない措置と言わざるを得ない。爾余の三件は、これに伴つて、關係規程を整理改廃しようとするものであつて、別に支障の虞を認めない。よつて審査委員會において、は、本案の四件は、いずれもこの儘これを可決さして、差支えない旨、全会一致を以て議決した次第である。

右審査の結果を報告する。

議長(清水) 別に御発言もないから、第二詠会以下を省略して、直ちに採決する。本案賛成の各位の起立を請う。

(全員起立)

議長(清水) 全会一致可決された。

本日はこれで閉会する。

聖上入御

(午前十時二十分閉会)

議長

清水 隆

書記官長

諸 橋 襄

事務官

高 辻 正 巳

鈴 木 知 男

